

総務常任委員会

平成23年6月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面巻 昭男
同 課 長 補 佐	河野 京子	同 課 長 補 佐	真弓 啓
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
会 計 管 理 者	野崎 一也	会 計 室 長	山崎 善之
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、中西委員

委員長

おはようございます。

定刻となりましたので、これから総務常任委員会を開会したいと思います。

開会に先立ちまして、改選後最初の委員会でありますので、理事者から職員のご紹介をしていただきたいと思います。 西本総務部長。

（ 理事者自己紹介 係長以上 ）

委員長

ご照会が終わりましたので、委員会に出席される以外の方は、退席よろしくお願いいたします。暫時休憩します。

（ 午前9時04分 休憩 ）

（ 午前9時05分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

本委員会の会議録の署名委員を私より指名いたします。

署名委員に宮崎委員、中西委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第17号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第17号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長 本議案につきましては、東日本大震災の被災者の方々等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が施行されましたことから、本条例において、所要の改正を行うものでございます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議案書の末尾、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者の方々等の負担の軽減を図るため地方税法の一部を改正する法律が、本年4月27日に施行されましたことから、本条例において、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容についてであります。2点ございます。

1点目といたしましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例といたしまして、東日本大震災により、被災者の方が有する、資産について受けた損失の金額については、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の町民税に係る雑損控除額の控除、及び雑損失の金額の控除の特例を適用することとさせていただきます。

これは、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災者の方が受けた損害は、通常では、平成23年分に生じた損害として、平成24年度に課税する町民税において雑損控除として所得から控除を行いますが、今回の改正では、納税義務者の選択によりまして、平成22年において生じた損害として、平成23年度（本年度）の町民税において、雑損控除の適用を行

うものでございます。

次に2点目といたしましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長といたしまして、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により、居住の用に供することができなくなった場合におきまして、控除対象期間の残りの期間につきましても、引き続き町民税の住宅借入金等特別税額控除を適用することとさせていただきます。

これは、住宅の購入にあたりまして、銀行等から資金を借り入れた場合、借入金の年末残高に応じ、町民税の税額から税額控除の適用を受けられる制度につきましても、通常では、住宅が居住の用に供さなくなった時点において、その適用を受けられなくなりますが、今回の震災で住宅が滅失等した場合においても、残存期間について、引き続き町民税の税額控除の適用を行うものとさせていただきます。

施行日につきましては、公布の日とし、付則第23条住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に係る部分については、平成24年1月1日からでございます。

以上が斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての内容でございますが、本年2月の当委員会におきまして説明申し上げました「平成23年度税制改正大綱」に係る町税条例の改正につきましては、本年1月28日に地方税法等の一部を改正する法律案が衆議院に提出をされましたが、去る6月10日に法案内容の修正がなされ、今後において審議を予定されていますことから、その審議結果を受け、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、議案第17号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてものご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今、ご説明いただきましたように、東日本大震災における被災者の負担の軽減ということで、これは当然早く施行していただきたいということなんですけれども、ここに書いてあります、資産について受けた損失の金額という

ことで、資産といえば、住宅、家財になると思うんですけども、実際に今回の震災におきましては、家なんかはやはり全壊がほとんど、また半壊がございいます。また、家財におきましては全部流されているという状況にありまして、実際、この資産の時価ですね、どのように算定されるのかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

税務課長 今の雑損控除にかかります時価の算定についてでございますけれども、通常の計算では、住宅または家財の取得価格から減価償却費、いわゆる古くなった部分を差し引いて時価相当額として計算をいたします。しかしながら、今回の東日本大震災のような激甚災害の場合におきましては、国税庁において特例的な簡易な方法が示されております。住宅の取得価格で申しあげますと、地域別、構造別の1平米あたりの工事費用が示されまして、その価格に床面積を掛けますことによつて、まず住宅取得価格というものを計算をいたします。その取得価格からその古くなった部分、減価償却費というものを引きまして、住宅の時価として算定をいたします。次に家財の場合でございますけれども、家財の場合につきましては家族構成によりまして、家財の時価を算出する方法が用いられております。例で申しあげますと、世帯主が35歳、夫婦、子ども2名の世帯がございました場合につきまして、世帯主35歳の夫婦で800万円、子ども1人につきまして80万円を加算いたしまして、合計額960万円がその家庭の家財としての時価として取り扱われる簡易な方法によつて時価の算定が行われているところでございます。

飯高委員 その中でやはり特例ですから、早期にそういった形の算定が必要になってくると思ふんですけども。こういった算定はどのような方がされるんでしょうか。

税務課長 雑損控除の申告と言ひますと、いわゆる本人申告という形になってございますけれども、当然税務署なり、町の職員が対応して相談にあたりながら、確認しながら資産の算定を行うという形になっているところでございます。

飯高委員 今回、こういう形で対象になる方というのは把握されているんでしょうか。

税務課長 対象者の方についてでございます。全国的な対象者は、これうちのほうでは把握できておりませんが、本町におきます対象者につきましては、まず1点目の条例改正であげさせていただいております雑損控除の関係につきましては、平成23年、本年度の課税事務はちょうどひと段落をしたところでございますけれども、その中において被災地関係で対象となる方はございません。それと、あと2点目の住宅借入金等の関係につきましては、24年1月1日以降の施行となりますので、現時点では対象者についてはわからないという状況でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 これは現地で被災されて、斑鳩町に住民票を移されて、なおかつ確定申告をする時にこの申告をされるということになるんですかね。

税務課長 はい、まず対象者の考え方でございますけれども、1点目の改正でございます雑損控除の関係につきましては、考えられるパターンといたしまして、まず今年の1月1日現在で斑鳩町でお住まいであった方が3月11までに被災地の方に転出されて、そちらのほうで被災に遭われたと言った場合が、1点目の雑損控除の対象としては考えられるパターンでございます。この関係につきましては、現在の当初課税が終わったところでは、対象者についてはございません。それと2点目の住宅借入金等の税額控除の関係につきましては、平成23年1月1日現在は被災地で課税をされておまして、その後斑鳩町に転入され、斑鳩町で課税が発生した場合、こういった特例の対象者になってくるということでございますので、こちらについては24年1月1日以降の施行になってございますので、現時点では対象者はわからないという状況でございます。

木澤委員 私もこの改正自体は当然のことやと思いますので、特に異議はないんですけども、今、対象者がどうなるかわからない状態の中ですけれども、確定申告される時と、それ以前ですね、周知のほうと、確定申告される際の被災者

の方の窓口を設けるなりして、わかりやすい対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 岩手県大槌町への災害支援について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは各課報告事項、岩手県大槌町への災害支援について、ご報告申し上げます。岩手県大槌町と斑鳩町との関係は、平成19年5月にスポーツイベントに参加した住民の参加率を競い合う「チャレンジデー」で、両町の住民同士がともに参加率を競い合った町であります。このようなご縁から、このたびの地震と津波による甚大な被害を受けた岩手県大槌町の少しでも早い復興を願い、住民皆様、企業・団体等の皆様から救援物資や義援金を募り、また、行政として復興の手助けをするため、現地へ町職員を派遣するなど、本町独自の支援を続けているところであり、その状況についてご報告を申し上げます。

それでは、お配りいたしております資料1をご覧ください。はじめに「1. 町職員派遣」についてであります。救援物資の避難所、学校等への提供、役場仮庁舎での窓口業務支援などを行うため、町職員を派遣いたしております。派遣の日程は、平成23年4月20日(水)から6月30日(木)で、派遣

期間中の町職員の延べ人数は34名、各班2～3名ずつの編成で15回を予定しております。なお、町職員派遣につきましては、現在の大槌町の状況を考慮する中、7月末までの延長を現在検討しているところでございます。派遣職員につきましては、被災地での支援活動を通して、被災地の現状及び復興状況を直接経験することにより、今後の当町における防災・災害に関する事務に活かしていけるものであると考えております。

続きまして、2. 救援物資の提供についてでございます。本町の災害備蓄品をはじめ、住民や町内の企業・団体、さらには友好都市である兵庫県太子町から提供を受けた救援物資を搬送し支援を行いました。募集期間は、平成23年3月30日（水）から平成23年4月30日（土）まで行い、募集させていただきました内容は、大槌町の児童・生徒のための文房具、また、毛布、ふとん、シーツ、バスタオル、タオル、シャンプー・リンス、せっけん・ボディークリームなどの生活用品、寝具類などです。なお、送付数量などの詳細につきましては、資料1の裏面、別紙のとおりであります。

資料1の別紙をご覧ください。支援物資等の種類・品目ごとの数量をお示ししております。4月19日に第1陣として、アルファ化米3,000食のほか諸物品及び義援金100万円を、また5月1日に第2陣として、鉛筆4,000本のほか諸物品及び義援金45万円を現地へ搬送いたしました。また、第2陣送付後にいただきました物資等につきましては、8月に搬送を予定しております。また、受付等についてであります。ボランティア及び町職員により、受付、仕分け及び箱詰めを行いました。

次に、3. 義援金の受付についてであります。被災地の復興支援を目的とした義援金の募集を行ったものであり、受付期間は随時の受付とし、6月9日現在の義援金受付金額は3,394,060円、そのうち6月6日現在、2,450,000円を現地へ寄贈させていただいております。

最後に、4. 小・中学生向けの図書の寄贈についてであります。大槌町では、少しずつ復興へのあゆみは始まっておりますが、小・中学校及び図書館が津波の被害に遭い、図書がたいへん不足していることから、当町の住民及び児童・生徒の皆様方から、小中学生向けの図書を募り支援を行うものであります。募集期間は平成23年7月1日（金）から7月20日（水）の土・日・祝日を含む午前9時から午後5時まで、ただし、学校は平日の登校

時間中とし、募集内容は、小・中学生向けの図書、参考書、問題集、雑誌を除きます、受付場所は、斑鳩町役場北庁舎及び斑鳩町立の各小学校及び各中学校、募集方法は、役場受付分につきましては、昨日6月15日に町内各戸配付により依頼、学校受付分につきましては、各学校から保護者宛に依頼し、児童・生徒により学校へ持参願うものであります。

また、受付等についてであります、役場受付分は、ボランティア及び町職員により、受付、仕分け及び箱詰めを行い、学校受付分は、各学校で受付っていただき、仕分け等はボランティア及び町職員により行うこととしております。

以上、岩手県大槌町への支援についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 非常に頑張って取り組んでいただいているなというのが、随時報告もいただいていますので、感じているところなんですけど。参考までにお聞きしたいんですけども、いろいろ物品支援の募集をかけていただいて、この書いている以外のものっていうのはどれぐらい持って来られたのか、お聞きしたいんですけども。

副町長 書いておる以外というのは、もうほとんどないです。もしありましたら、例えば衣類とかありましたら、悪いですけども、お持ち帰りを願っております。そうでないと、それが役場へたまって役場で処分することになりますので。またごみの量が増えるとうことになりますんで。ご丁重にお持ち帰り願っておるということでございます。ただ、タオルとかの分についてご本人さんはわからんと、汚れたものがございますわね、どうして10何年経って蔵へしまっておる分、その分につきましてはこちらで処分しておりますけど、募集以外の分はお持ち帰り願っております。

木澤委員 ちょっと混乱もあるようなことを聞いてましたんで、そういうことでしたら。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうからお聞きしたいんですけども。災害の支援という意味でちょっとお聞きしたいんですけど。今現在、斑鳩町の役場で災害のための備蓄品の状況というのを、供出といえますか、県の要請で出しておられるということも以前聞いておりましたので、そのあたりちょっと報告していただきたいんですが。

総務課長 3月17日に行いました、奈良県からの依頼によります災害備蓄品の支援の内容についてでございますが、食糧関係では乾パン・ビスケット2,400食、アルファ米4,650食、粉ミルク8缶、そしてまた毛布1,480枚、紙おむつ乳児用で1,000枚を提供しております。これら3月17日に行いました奈良県を通じましての救援物資の相当分につきましては、現在、当町の災害備蓄品の目標数量にですね、不足を生じておりますので、その相当分につきましては、平成23年度の特別交付税として措置いたされておりますので、補充してまいりたいと考えております。

委員長 今、報告いただきましたけど。トータルのざっとでかまいませんけども、町の持っておられる備蓄品が何割ぐらい供出されたということになるわけですか。

総務課長 それぞれの品名により異なりますが、約30%から40%、先ほど申しあげました品名につきましては、30%から40%提供しているという状況でございます。

委員長 わかりました。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、（２）斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、（２）の斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてご説明をさせていただきます。資料２をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、１ページ目の斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてでございます。この収支計算書は、平成２２年度の収入、支出の明細表となっており、各事業活動別に前年度と比較して、各科目の執行状況の増減を示しているところでございます。

まず、Ⅰの事業活動収支の部でございますが、平成２２年度のⅠの事業活動収入では、（６）の雑収入は減となっているものの、他の科目すべてで増となったことから、事業活動収入計では、前年度と比較して５７４万３，７７３円の増の１億４，５２５万１，２１４円となっております。

その主な内訳についてでございますが、（３）の施設管理受託事業収入では、平成２２年度からホール２階の歴史資料室を聖徳太子資料室としてリニューアルし、図書館での所管とさせていただくことから、図書館管理部分で１５３万１，６９０円の増、ホール部分では１６４万５，０９９円の減となっております。

一方、平成２２年度のⅡの事業活動支出は、（１）の事業費支出の②受託事業費支出は減となっているものの、他の科目すべてで増となったことから、事業活動支出計は、前年度と比較して５７４万３，７７３円増の１億４，５２５万１，２１４円となっております。

その主な内訳は、（１）の事業費支出の①自主事業費支出では、自主事業数の４事業増加により、３８１万７，０２９円の増となっております。また、③施設管理運営費支出では、定期昇給等に伴う人件費、小ホールを中心とした貸館事業の伸び等による光熱水費や燃料費の増加により、１８７万２，１７０円の増となっております。

この結果、平成２２年度では、事業活動収入と事業活動支出が同額となり、事業活動収支差額は０円となっております。

なお、Ⅱの投資活動収支の部、Ⅲの財務活動収支の部、Ⅳの予備費支出に

つきましては、平成22年度においても、収入・支出ともなく、収支はございませんでした。

また、Iの事業活動収支の部の1の事業活動収入のうち、町が文化振興財団に支払っているものは、(3)の受託事業収入で、施設管理受託事業収入9,691万2,762円、その下の受託事業収入36万2,671円となっております。

また、町から文化振興財団への補助金は、(4)の補助金等収入で264万1,164円となっております。

続きまして、いかるがホール施設管理運営費の内容についてでございます。裏面の2ページをご覧くださいませでしょうか。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内訳を明らかにしていますとともに、前年度と比較して、その増減を示しております。平成22年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、9,977万3,178円となっており、前年度と比較して、34万480円の増となっております。

その主な内訳は、人件費が2,417万7,200円、光熱水費が1,504万1,027円、委託料が4,341万112円、事務費が1,140万5,432円、修繕費が395万1,887円等となっております。

また、これら費用を前年度と比較しますと、人件費が定期昇給や社会保険料率の改正などにより、49万5,339円の増額、光熱水費が小ホールを中心とした貸し館事業の伸び等により、45万8,063円の増額、事務費が舞台消耗品費の減等により、20万2,540円の減額、修繕料が22万2,162円の減額となっております。

続きまして、文化振興財団の自主事業等の収支内容についてでございます。3ページをご覧くださいませでしょうか。まず自主事業比較表についてでございますが、この比較表は、各年度の収支差額に着目した分析表となっております。右端の平成22年度の合計のところをご覧くださいませでしょうか。平成22年度の事業収入は、1,871万8千円で、事業支出は1,968万5千円となっております。この結果、収支差額は96万7千円の赤字となり、事業収入を事業支出で除した収支比率は95.1%となっております。これを前年度と比較いたしますと、収支赤字額は11万円増加したものの、収支比率は0.5ポイント改善しているところでございます。

最後に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。右端の平成22年度のところをご覧くださいませでしょうか。平成22年度では、会員数は、一般会員が458人、学生会員が10人、法人会員口数が77口で、総数で545人となっております。これを前年度の453人と比較すると、92人増加しております。文化振興財団の運営を安定的に行っていくためには、友の会の会員確保は欠かせないことから、今後におきましても、より魅力的な催しの企画をするなかで、新たな会員の確保に努めていくこととされております。

以上、文化振興センター指定管理者の報告につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 歴史資料室を聖徳太子資料室として変えていただいて、その後の来客数っていうんですか、の状況っていうのはどんなふうになってるんですか。

教育長 歴史資料室の年間の来客数についてのご質問でございますけども、5月から3月の末で一旦締めてみますと4,069人となっております。それに4月分を足しますと丸々1年間という形になるんですけども、5月から始まっておりますので、4月で締めますと4,399人と、当初の見込よりも多いという状況でございます。

木澤委員 これまで歴史資料室として利用してきたことが、こういうふうに改善してですね、多くの方に来ていただけると、斑鳩町が持っているそういう資料も活用されているということで、まあ喜ばしいことかなというふうに思いますので、引き続きいろんな方に感心持っていただいて利用いただけるようお願いしておきたいと思っております。

それと、友の会の会員が大幅に増えたということで、非常に文化振興財団の方も努力をされているのかなと思っておりますけども、頑張っているのと、その要因というんですかね、大幅に増えた要因というのはどうい

ころになるんですか。

企画財政課長 友の会の増加の要因なんですけども、まず初めに継続率、今まで入っていた方が引き続き継続してもらえる率、そういったもので分析しますと、約7%ぐらい、20年度と21年度と比較しますと22年度は7%ぐらい増えているということで、今まで1年間やっていただいて、それ以降継続されていない方が継続していただいたという部分がひとつあります。それと新規開拓ですね、そういったものにつきましても積極的に進めさせていただいたというところが大きな要因となっております。以上です。

木澤委員 以前にそのイベントがあることによって会員数が増えたり減ったりするということもありまして、今回、特にそういうことが要因ではないということで理解していいですか。

企画財政課長 そういったものが要因ではなくて、先ほど申しあげましたように、そういった取り組みの中で増えていったということです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうからお願いします。1の(4)の補助金等収入で斑鳩町からの補助金の20年、21年、22年と、この3つの数字を書いていたいたいますねんけども、これ結構数字がばらばらと、380万、159万、261万ですか、という形になっているので、この辺の基準というのはどうなっているわけでしょうか。

企画財政課長 補助金収入の増減と申しますか、そういったことなんですけれども、文化振興財団の補助金につきましては、財団の運営本体と、そして自主事業の開催等にかかります事業費を補助しているところでございます。その中で、指定管理者収入ですね、これで生じます収益を精算したうえで補助しているこ

とから、平成22年度と21年度を比較しますと、指定管理者の収支における収益が平成21年度では9,500万余りありましたものが、本年度は830万余りとなっていることから、補助金のほうで増えたという形になっているところがございます。以上です。

委員長 わかりました。また勉強させていただきます。
他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 光熱水費なんですけども、22年度、21年度において増えているんですけども、今、環境、省エネとかいわれてますので、その辺ある程度は必要というか、そういった費用は必要なんですけども、今回増えたのは、何かあるんですか。

企画財政課長 光熱水費の関係なんですけれども。今回、平成22年度が増えた主な要因なんですけども、先ほど申しあげましたとおり、小ホールであったり、研修室の利用数が伸びておりますので、そういった中で特に水道の量ですね、トイレとか使いはる、この水道の量が増えているのが現実でございます。ただ今、飯高委員の方もご指摘ありましたように、省エネ自体は、そういったものについては十分認識しておりますので、今後施設の利用数の増に伴う利用があっても、その中で可能な限り省エネに取り組んでまいりたいと考えているところがございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3) 町政モニターアンケート調査の報告について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、(3)の町政モニターアンケート調査の報告につきまして、ご報告を申しあげます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。町政モニター制度は、町が行う行政サービスについて、住民の満足度や住民ニーズを把握し、住民参加のまちづくりに役立てるため、町政モニターを設置し、町が作成するアンケート調査に回答を求めるとともに、随時自発的なご意見を求める制度でございます。

町政モニターは、定数は100人以内とし、任期は2年で、町内に居住する満20歳以上の方で、町政及び、社会一般の問題について関心をお持ちで、町政に対して常に建設的な意見を有し、積極的にご協力をいただける方になっていただいているところでございます。

平成22年度のアンケート調査は、平成21年度から22年度の町政モニターの方56名のうち44名から回答いただいた調査票を集計したのとなっております。アンケートの内容は、役場庁舎内の窓口案内について、健康づくりについて、地球環境保全の取り組みについて、農業と観光・商業の活性化について、まちの景観について、敬老会について、上水道について、下水道についての8項目と自由意見についてとなっております。このアンケートの集計結果につきましては、8項目のアンケート結果と町政モニターの方からの自由意見についての各担当課からの回答を取りまとめたものとなっております。町政モニターの方に郵送させていただいております。

以上で、平成22年度町政モニターアンケート結果の報告につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけお聞きしたいんですけど。町政モニターの方募集されて、ぼくは100%返ってくると思ってたんですけども、ちょっと回収率悪いのかなと思って。その辺の要因はなんですか。

企画財政課長 回収率なんですけども、それぞれの方がご協力いただける範囲内ということなんで、回収率の方が100%になっていないということでございます。ただ、回収率につきましては、だいたい80%前後、これまでの部分で見ても80%前後ということで、他のアンケート調査も同様な形、もっと

低いかわかりませんが、そういった形の中でご協力をいただいているということで80%が適当と言うたならなんですけれども、それぐらいではないかなと考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうから。これ町政モニターの方56名と、これ性別、世代別、そのあたりを意見を吸い上げるにしたらちょっと分母が小さいようにも思うんですが、これぐらいの基準でないと非常に難しいものっていうのがあるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

企画財政課長 規模なんですけども、制度的には100名以内ということになっています。各世論調査でも国民全体の1000ぐらいのサンプルで行われているところでございますので、そういった面で見ましたらある程度の傾向は掴めるのかなということを考えているところでございます。また構成比につきましては、平成22年度では男性の方が47.7%、女性の方が50%、未記名が1というのがございましたので、約半々という形で行っているところでございまして、また年齢別の構成なんですけども、やはり40歳以上の方が多いとはなっているところでございます。以上です。

委員長 また、そのあたり検討していただければと思います。

次に、(4)平成22年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 平成22年度町税の不納欠損処分について、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧くださいませでしょうか。

最初に資料の1枚目平成22年度町税の不納欠損事由別内訳の表の一番下のほうになりますけども、税目別合計の計の欄をご覧くださいませでしょうか。網掛けでさせていただいている部分でございませんですけども、平成23年3

月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収不能なものについて、合計金額で1,026万4,359円の不納欠損処分をさせていただいております。実人数では125人となっております。

事由別の内訳をご説明させていただきますと、はじめに、地方税法第15条の7第4項でございます。これは表の下に付記させていただいておりますとおり、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。

具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合、滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらない場合、納付、納入義務が消滅するものでございます。

この事由によりまして、不納欠損処分を行いましたものについては、個人町民税で24人、179万1,700円、固定資産税及び都市計画税で11人、固定資産税が231万5,722円、都市計画税が25万3,690円、軽自動車税では30人、25万3,800円、合計で実人数が48人、税額で461万4,912円となっております。

続きまして、地方税法第15条の7第5項でございます。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合におきまして、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。

この事由により、不納欠損処分を行いましたものは、個人町民税で19人、56万782円、固定資産税及び都市計画税で3人、固定資産税が17万7,933円、都市計画税が1万9,467円、合計で実人数22人、税額で75万8,182円であります。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものでございます。

この事由によりまして、不納欠損処分を行いましたものは、個人町民税で34人、345万5,865円、固定資産税及び都市計画税で9人、固定資産税が105万8,816円、都市計画税が11万5,984円、軽自動車税で23人、26万600円、合計で実人数55人、税額で489万1,2

65万円の不納欠損処分を行っています。

次に裏面をご覧くださいませでしょうか。こちらの表は、平成22年度不納欠損の内容につきまして、税目・年度別に件数、金額の内訳をあらわしたものでございます。表の一番下の行では、実人数を記載させていただいております。

個人町民税では、合計件数が134件、実人数では77人、固定資産税及び都市計画税では、合計件数が68件、実人数では23人、軽自動車税では、合計件数179件、実人数では53人、全体では合計件数が381件、実人数では125人となっています。

それでは、次のページの資料をご覧くださいませでしょうか。

こちらの表につきましては、不納欠損の実績につきまして、税目別、事由別にそれぞれの件数と金額を平成17年度からあらわしたものでございます。

平成22年度の不納欠損処分額を前年度と比較いたしますと、平成21年度の1,943万905円に対しまして、916万6,546円減少となっております。主な減少の要因といたしましては、平成21年度におきまして、町内に固定資産を有し滞納状態が継続していた者につきまして、競売事件の終了により処分する財産がなくなりましたことから、不納欠損処分、約890万円、としたものがあつたことによるものであります。

以上、平成22年度では、1,026万4,359円の不納欠損処分をさせていただいたところでございますが、これらに対しては、滞納が発生した当初から、これまで再三に渡りまして催告等を行ってきたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったものなどがございます。

また一方では、預金、債権、所有不動産などの財産調査を徹底し、判明いたしました財産の差押えや他の機関による担保権の実行として競売等強制換価手続における交付要求など、滞納整理にも積極的に取り組んできたところでございます。平成22年度の差押え、交付要求などの滞納処分の実施状況につきましては、平成21年度と比較いたしまして、件数では40件減の74件、税額では123万1千円増の2,070万5千円となっています。

また、これらの滞納処分に係ります換価・配当状況については、平成21

年度と比較して、件数では2件増の44件、税額では365万8千円増の618万2千円となっています。

以上が、平成22年度に行いました町税の不納欠損処分の状況でございます。委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)平成22年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、平成22年度の町税の収納状況についてご報告を申し上げます。

資料5をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料につきましては、上段の表に平成22年度の町税の収納状況を、下段の表といたしまして、参考として、過去5ヵ年の収納状況をあらわしております。

最初に、上段の表の一番下、合計欄の計の行をご覧くださいませでしょうか。平成22年度の町民税をはじめとする町税につきましては、予算現額28億8,020万円に対しまして、調定額が30億2,869万7,725円で、平成21年度の調定額31億6,865万3,481円と比較いたしまして、約4.4%、1億3,995万5,756円の減少となっております。これは、現下の厳しい社会経済情勢の影響を受けまして、景気の動向の影響を受けやすい、個人町民税が現年分調定額で約1億1,640万円、法人町民税で約880万円減少しています。

また、たばこ税では、喫煙人口の減少、平成22年度税制改正に伴う税率の引上げの影響によりまして、約1,010万円減少したこと等によるものでございます。

次に収納額は28億9,194万3,163円で、平成21年度の収納額30億2,081万1,452円と比較いたしまして、約4.3%、1億2,886万8,289円の減少となっており、調定額の減少が、そのまま収納

額の減少につながっているところでございます。

次に、調定額に対する収納率は95.5%で、平成21年度の収納率95.3%と比較いたしまして、0.2ポイント上回っています。

それでは、その内容について税目別にご説明をさせていただきます。

上段の表の上のほうからになりますけども、個人町民税の現年分につきましては、調定額が13億8,467万8,276円で、収納額は13億6,799万4,641円となっており、収納率は98.8%となっています。

個人住民税の滞納分は、調定額が5,431万964円で、収納額は1,537万5,606円となっており、収納率は28.3%となっています。

法人町民税の現年分については、調定額が7,128万1,100円で、収納額は7,073万8,976円となっており、収納率は99.2%となっています。

法人町民税の滞納分は、調定額が65万3,450円で、収納額は17万9,550円となっており、収納率は27.5%となっています。

町民税全体では、調定額が15億1,092万3,790円で、収納額は14億5,428万8,773円となっています。収納率は、96.3%で、平成21年度の収納率と同じ収納率となっています。

次に、固定資産税の収納状況についてであります。

現年分については、調定額が11億5,952万9,200円で、収納額は11億3,397万1,482円となっており、収納率は97.8%となっています。

滞納分は、調定額が6,363万4,244円で、収納額は1,933万2,163円となっており、収納率は30.4%となっています。

また、国が所有する固定資産について、所在する市町村に対して交付される交付金は、調定額、収納額ともに、59万4,800円となっています。

固定資産税全体では、調定額が12億2,375万8,244円で、収納額は11億5,389万8,445円となっています。

収納率につきましては94.3%で、平成21年度の収納率93.8%と比較して、0.5ポイント上回っています。

次に、軽自動車税の収納状況についてであります。現年分については、調定額が3,663万600円で、収納額は3,563万400円となってお

り、収納率は97.3%となっています。滞納分は、調定額が233万4,200円で、収納額は71万3,169円となっており、収納率は30.6%となっています。

軽自動車税全体では、調定額が3,896万4,800円で、収納額は3,634万3,569円となっています。収納率は93.3%で、平成21年度の収納率93.1%と比較して、0.2ポイント上回っています。

次に、たばこ税の収納状況についてであります。調定額、収納額ともに1億2,169万9,527円となっています。

次に、都市計画税の収納状況についてであります。現年分については、調定額が1億2,638万800円で、収納額は1億2,359万5,183円となっており、収納率は97.8%となっています。滞納分は、調定額が697万564円で、収納額は211万7,666円となっており、収納率は30.4%となっています。都市計画税全体では、調定額が1億3,335万1,364円で、収納額は1億2,571万2,849円となっております。収納率は94.3%で、平成21年度の収納率93.7%と比較して、0.6ポイント上回っています。

最後に、平成23年5月31日現在の滞納累積額の状況についてありますが、合計欄の計の右から4つ目、調定額に対する収納残額のところをご覧くださいませでしょうか。平成23年5月31日現在の滞納累積額は、1億2,649万203円となっています。

平成21年度決算の繰越滞納額1億2,841万1,124円と比較して、192万921円、約1.5%の減少、5年前の平成17年度決算の繰越滞納額2億2,019万6,735円と比較して、9,370万6,532円、42.6%の大幅な減少となっています。

以上が、平成22年度の町税収納状況の概要であります。町税収入の安定確保は、本町発展のための施策や事業の実施のために不可欠でありますとともに、納税の公平・公正の確保を図る観点からも重要なものであります。

現下の厳しい社会経済情勢の影響により、本町におきましても、個人・法人町民税の減収など、町税を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっています。こうしたことから、今後とも、滞納整理に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しましては、積極的に財産調査を行い、預貯金等の債権や動産・不

動産の差押えを行うなど、厳正かつ公正な取組みを進めてまいりたいと考えていますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

以上、平成22年度町税収納状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6) 学校校舎等の耐震診断の結果報告について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、学校校舎の耐震診断の結果報告について説明いたします。

課長 まず、平成22年度に実施いたしました斑鳩東小学校の耐震診断の判定結果についてであります。資料6を見ていただきながら説明いたします。

資料6には、東小学校だけではなく、他の学校・幼稚園の状況につきましても、参考までに記載しております。

この表の一番上の段に学校名、建物名、構造、建築年、階数、面積、診断年度、診断結果(I s 値)、補強年度、備考となっております。

このうちI s 値につきましては、すでにご承知とは思いますが、耐震性能を表す指標であります。このI s 値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。I s 値は、建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化といった耐震性能に関わる要素を総合的に判断する指標となっております。国土交通省では、このI s 値が0.3未満は大規模な地震、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い、0.3以上0.6未満は地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある、0.6以上は地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い、というふうに示しています。

さらに、文部科学省では、学校施設については児童生徒の安全性や避難場所としての機能性を考慮し、0.7以上に補強するように求めています。

それでは、東小学校につきましては、学校名の上から3段目ではありますが、昭和55年5月に建築されており、昭和56年6月1日に建築基準施行令が

改正され新耐震基準ができた以前の建物となります。診断結果 I s 値につきましては、本館東棟が 0.41、本館西棟 0.38、北館東棟 0.34、北館西棟 0.29、体育館 0.41 となっています。

この結果につきましては、文部科学省が求める 0.7 以下となっておりまして、北館西棟につきましては、I s 値 0.29 で 0.3 未満という結果になりました。以上が、東小学校の耐震診断結果のご報告でございます。

次に、学校教育施設の耐震補強工事についてであります。

園児や児童・生徒の安全で安心な教育環境を整えるため、計画的に耐震補強工事を進めております。すでに耐震補強工事を完了しております建物には、補強年度の欄に実施年度を記載してございます。例えば、斑鳩小学校では、一番上の段の本館東棟は平成 22 年度に耐震補強工事を済ませております。

なお、斑鳩小学校体育館、斑鳩東幼稚園園舎、斑鳩南中学校校舎につきましては新耐震基準で建設されておりまして、また、斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園につきましては、耐震診断の結果、耐震性のある建物となっております。

現時点におきまして耐震化率は 58.6% となっています。

本年度は、斑鳩小学校の本館西棟・資料館、斑鳩西小学校の北館東棟・北館西棟及び斑鳩中学校の北館東棟の耐震補強工事を昨日 6 月 15 日に入札を行いまして、工期といたしまして本日 6 月 16 日から 8 月 29 日までの間で実施いたします。これらの工事が完了しますと学校校舎の耐震化率は、17.3 ポイント上昇し 75.9% となるところでございます。

また、本年度では斑鳩東小学校の本館東棟及び西棟、北館東棟及び西棟並びに体育館の耐震補強計画及び実施設計を行うこととしております。

また、本年 3 月、平成 22 年度までとされておりました地震防災対策特別措置法の改正で国庫補助率の引き上げ措置が平成 27 年度末まで延長されました。また文部科学省が全国の公立学校施設の耐震化を平成 27 年度までに完了させる方を示したところでございます。

当町の耐震改修促進計画も同じく平成 27 年度を目標として改修することとしており、平成 24 年度以降の計画として、平成 24 年度は斑鳩西小学校の本館西棟、体育館、斑鳩東小学校の北館西棟、平成 25 年度は斑鳩東小学校の北館東棟、体育館、平成 26 年度は斑鳩町東小学校の本館東棟、本館西棟を計画しており、補助制度を活用しながら、児童や生徒が安心して学校及

び園生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

以上が、学校校舎の耐震診断の結果等についての報告であります。以上で
ございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしま
す。

(な し)

委員長 ないようでしたら、10時30分まで休憩いたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(7)放課後子ども教室について、理事者の報告を求めます。

佃田生涯学習課長。

生涯学習 それでは、平成23年度の放課後子ども教室の開催につきまして、報告さ
課長 せていただきます。放課後子ども教室は、小学校の子どもたちが、放課後に
安全で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て様々
な体験や交流をし、社会性や創造性を養い、地域の中で健やかに育まれる環
境づくりを目的とし、実施をしているところであります。

それでは資料7をご覧くださいながら説明させていただきます。

本年度は、5月に参加者の募集を行いましたところ、斑鳩小学校では10
2名、斑鳩西小学校では54名、斑鳩東小学校では50名と合計206名の
申込がありました。5月24日には放課後子ども教室運営委員会を開催し、
申込状況を踏まえた実施方法等を審議いただき、希望者全員を受け入れるこ
とで取りまとめをいただいたところであります。

実施期間につきましては、6月から10月下旬までの間、夏休み休業中は
除きますが、水曜日を基本とし、放課後の午後3時から午後5時まで実施す

ることと決定されました。運営団体は、本運営委員会の委員であります、老人クラブ、婦人会、総合型地域スポーツクラブ元気クラブいかるがの3団体を軸といたしまして、昨年度に引き続きまして、公民館の自主グループの2団体マールの会、これは粘土細工をされておられます、岳玲会、これは詩吟をされておられます、や関西電力、大阪ガスの企業にも趣旨に賛同していただきご協力をいただくこととなり、指導員及び安全管理員として参加いただきます。以上のように本年度も、地域の方々のボランティア協力のもと、学校・家庭・地域をつなぐ事業として、地域コミュニティの充実、地域の教育力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、放課後子ども教室についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 非常に継続的に頑張ってお組んでいただいております、私も評価させていただいているんですけども。ちょっと私知らなかったんですけどもね。参加団体のほうを見させていただいて、今、課長のほうからも、関西電力さんとか大阪ガスさん、そういうところから指導員、また安全管理ということで参加していただいているということですが、この具体的に内容をちょっとお聞かせいただけますか。

生涯学習 大阪ガスさんにつきましては、エネルギー環境教育・環境クイズなどご協力いただいております。関西電力につきましては、電気が作られるまでの課長 学習、電気・環境クイズ、通電実験などをやっていただいております。

木澤委員 私知る限りでしたら、いろんな昔の遊びなんかとかに取り組まれているのは知ってましたけども、学習の面でも充実をされてきているのを、ちょっと私勉強不足で知りませんので、そうした形でいろんな企業さんにも協力をいただいて充実をされているということについても、これは高く評価できるものやと思いますので、今後につきましても、そうした呼びかけを広くして

いただいて、斑鳩町の子どもたちの教育に携わっていただくと、更に放課後子ども教室自体もより充実をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(8)斑鳩町立町民プールの開館について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 斑鳩町立町民プール開館につきましてご報告させていただきます。本年も、来月7月1日から8月31日までの2ヶ月間、町民プールを開館いたします。

開館にあたりまして、この6月22日と23日に清掃作業及び排水口の安全点検を行う予定であります。

6月27日には、西和消防署のご協力により、委託業者全員を対象とした、AEDの使用方法なども含めた普通救命救急講習を行います。6月29日には、奈良県主催のスポーツ施設等安全管理講習会に担当者を派遣しまして、プール施設の管理体制についての講習を受講させる予定であります。

開館いたしましてからも、日常点検といたしまして、排水口の安全点検、ボルトなどのゆるみなどがいないかなどの点検です。また水質検査なども適宜行い、住民の方々に安心して利用していただけるよう万全の体制で運営をしてまいりたいと考えております。

また、平日の午前中など、比較的用户の少ない時期におきまして、多くの方々に町民プールをご利用いただくため、7月31日に25m・50m・100mの記録会やスイミングウォークなどを行うスイミングフェスティバルや総合型地域スポーツクラブ元気クラブいかるがによる小学生を対象に水泳教室の開催についても予定をしているところであります。

以上、町民プール開館につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしま

す。 坂口委員。

坂口委員 すいません。久しぶりに質問させていただきます。町民プールの入場料のことなんですけれども、以前から言わせていただいているんですけれども。見学、付き添いの方の入場料も、大人、普通の入場料と同じ料金をとられていると思うんですけれども。以前から、入場、付き添いの分については、免除もしくは安くしていただけないかをお願いしていたと思うんですけれども、それについてご検討していただいているのかどうか、お聞きしたいと思います。

生涯学習課長 当町民プールでは、小学校3年生以下の児童が入場される場合には、保護者、引率者の付き添いをお願いしているところでもあります。付き添いで入場され、プールに入らない方につきましても、入場料として料金をお支払いしていただいております。これは、プールに入っておられる児童の安全な遊泳のため、十分な管理体制をとっておりますが、保護者におかれましても、子どもさんといっしょにプールに入っていたただき、水の事故防止や安全な遊泳というものを教えていただきたく、親子のコミュニケーションを図っていただきたく、いっしょにプールに入っていたただきたいという趣旨でお願いしているものでございます。

坂口委員 その趣旨はわからないでもないんですけれども。ただ、付き添い、おじいさん、おばあさん方が付き添いで行かれているというケースも多々聞いておりますので、そのへんまた改めて検討していただければと思います。要望だけしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(9)斑鳩町立青少年野外活動センターの開館について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

斑鳩町立青少年野外活動センターの開館について報告させていただきます。
昨年、7月14日（水）早朝に発生いたしました大雨により、斑鳩町立青少年野外活動センターの進入路及び法面の一部が崩落いたしましたことから、本委員会でもご報告をさせていただきましたが、平成22年度におきましては、利用者の安全を考える中、閉館をしたところであります。

現在、開館に向け、進入路及び法面の復旧工事を5月19日より実施しており、本6月22日に竣工の予定でありまして、その後、7月1日から9月30日までの間、開館いたします。

その復旧工事の概要であります。崩落した箇所は土留工及び土工により崩落前の現状に近い状態に戻しますとともに、進入路から法面に雨水の流入を防ぐため、延長にして約110mのアスカーブを設置いたします。

また、昨年の12月13日に、近畿中国森林管理事務所の担当者とともに現地調査を実施し、危険と思われる箇所として指導をいただきました。今回の崩落した箇所の山側の法面につきましても崩落しないように約6mに渡りコンクリート板による土留め柵を設置いたします。

また、青少年野外活動センターの来年度以降の運営についてであります。存続・廃止について、本年度中に検討を行うこととしておりますことから、本委員会にもご相談の上で決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

質問というわけではないのですが。今後、存続・廃止の議論を進めていくということで、私はぜひ存続をしてほしいなと思っているところなので、意見だけちょっと言わせていただきたいと思います。今、なかなか、少子高齢化が進むなかで、子ども達が減ってきていると。で、野外活動センターの利用状況なんかも、なかなか十分に利用されていない状況もあると思うんですが、今、町のほうとしても、新しく子どもが生まれて、保健センターなんかで、保護者の皆さん、お母さんなんかのサークルを増やしていこうと、そんな取り組みもされている中で、いろいろ町内でも子育てのサークルが増

えてきているという状況だと思うんです。で、そんなところから、新たにお父さんの集まるサークルというのができはじめてきてまして、私も参加させていただいているんですけども、そんな中でお話しさせていただくと、そのサークルは4歳ぐらいまでの子どもがいる家庭でいろいろやっているんですけども。もうちょっと大きくなったら、キャンプしたりとか、野外活動なんかも広げていきたいなという声があるんです。私、そのときに、町の野外活動センターがこういう状況で、今、存続するかどうかということも検討しているよという話をしますと、やっぱり将来的に子どもたちにいろいろ総合的な学習の場を残してほしいというような声も聞いておりまして、そういう観点からもぜひ、私は存続をとという立場での意見ですけども、議論をしていきたいし、理事者のほうとしましても、斑鳩町の子ども達の将来的な教育ということも含めて、生涯学習の位置付けをもっていただいて、維持管理と充実等に努めていただきたいなと思いますので、意見だけ言わせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと、私のほうからちょっとあれですねけど、今年度中に存続するかどうかを検討、今していただいていると、これに対して、総務委員会のほうにご報告というか、一定の結論をご報告していただくタイミングとしては、だいたいいつごろになるような格好なんでしょうか。 小城町長。

町 長 今、7月1日から9月30日まで行いますから、その状況を判断をしますね、おおむね12月の委員会には報告していきたいと。と言いますのも、今現状は、夜でも突然的に大雨が降ったりして、危険な箇所があるわけですから、そのことも判断してですね、この7月から9月30日の状況を見てですね。警報出たかて、もうそこにおられたら、そっから避難せよと言うたかてなかなかできませんし、そのへんの判断というのは、やっぱり十分検討しなければいけませんし。完全な野外活動センターであればいいですけども。

ちよつとしたら滑りますから。滑って怪我をするということもやっぱりありますから。プレハブにしたから、そんな完全なプレハブでもありませんし。そういうことを考えたら、やっぱり安全と安心のことを考えていくとしたら、それがいいのか悪いのか、そういうことも十分に踏まえてですね。それと、一番利用されるのは、町と子ども会連合会、あるいはボーイスカウト、ガールスカウト、このへんがだいたい多いと思います。そのなかでもボーイスカウトでも、今度8月には長野県飯島のほうへ行きたいということでおっしゃっていますように、そういういろんな所でも行かれますから、そういう状況を判断して。今日もまた、今晚、雨が、天気予報の情報では出てますようにですね、わかりませんし。そういうことも踏まえて、去年、そういう崩落がありましたから。復旧工事はしますけれども、やっぱり部分的な復旧工事ですから、全体的にどうなっていくかということを十分監督しながら、事故があつたら一番大変なことです。そんなことも十分に考えていきたいと思っています。12月ぐらいに概ね報告していきたいと思っています。

委員長 本年度の事業内容を勘案していただいて、またご報告よろしく願いいたします。

それでしたら、次に、(10)斑鳩町中央公民館の改修工事について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 本年度における、斑鳩町中央公民館の改修工事につきまして、報告させていただきます。

前回の当委員会、本工事の概要につきまして説明させていただいたところ、委員さんから可動式パネルの設置にかかる経費が高いのではないかとのご意見をいただき、次回に図面も提示して説明するよう求められました。

今回の改選で新たに当委員会委員になられた方もおられますので、再度、全体概要を説明した上、特に前回のご意見の部分を中心に説明いたします。

斑鳩町中央公民館は、昭和58年に完成して以来、利用者へのサービスの充実を図るため、現在まで、補修工事など維持管理に努めてまいりましたが、全体的に設備等の老朽化が進んでおりますことから、平成22年度から、改修工事を計画し進めているところであります。

本年度につきましては、1階のホワイエ及び展示室の改修工事を行うこととし、その改修工事費用として2,750万円を当初予算に計上させていただいております。現在、その改修工事に向け、入札の手続きを進めており、この6月30日に入札を行う予定であります。

改修工事の概要であります。展示室の改修といたしまして、内壁クロスの張替え、排煙窓の改修、ロールブラインドの設置などの内装の改修及び現在設置しております空調設備の更新を予定しております。

また、ホワイエの改修といたしまして、可動式のパネルの設置を予定しておりますことから、パネルを支えます展示レールの下地材の設置や天井の改修、また可動式パネル設置によりスポット照明等の照明設備の改修や内装改修等を予定しております。また、現在は、熱源を重油で賄っております空調設備についても個別電気化を図るため、ホワイエの空調設備の改修も予定しております。

それでは、3月の本委員会において、ご意見のあった可動式パネルの内容について資料8の設計図面を見ていただきながら説明いたします。

まず、資料1枚目は、ホワイエ改修詳細図1として、ホワイエ平面図、既設のホワイエ天井伏図、改修後の天井伏図の図面でございます。

図面中央下の改修後、ホワイエ天井伏図をご覧くださいますと、可動式パネルを可動・設営するためのレールを碁盤目のように天井に設置いたします。普段は、可動式パネルは、大ホール舞台袖へ通じます通路に保管をし、使用する際、ホワイエのほうへ移動する形式となっております。

続きまして、資料2枚目、既設及び改修後のホワイエ断面詳細図であります。今回、設置いたします可動式パネルについては、1枚当りの重量が115kgであることから、下段の改修後の天井断面図のように、その重さを支えるための展示レール取付下地を新たに設置することとなります。

続きまして、資料3枚目は、左端がパネルの縦断面詳細図、中央がパネルの横断面詳細図と、右端が先ほど申しあげました、レールを取り付けるための下地材の断面図であります。本パネルについては、美術館や博物館などで展示用として多く採用されておりますパネルを設置しており、左端の図にありますように消音型水平2段スライド走行輪によりスムーズな機動性を確保することにより、利用者の方にも大きな負担なしで、パネル設営をしていた

だけると考えております。

以上のように、可動式パネル設置に要する費用には、パネル本体の費用はもちろんのこと、先ほど申しあげました、パネルを支えるための下地材などの費用・施工費も全て含んだ費用となりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、平成23年度におきまして実施いたします改修工事の概要報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この添付していただいた資料のことではないんですけれども。今回、空調とか、ホワイエ等の改修ということで計画がされているんですが。ちょっと、別の方からですね、トイレの改修なんかは予定されていないんですかと、いうことを聞かれたんです。先日も、新しく作りました文化財活用センターですね、あちらのほうのトイレが、障がい者の方のオストメイトトイレですか、ああいう形で対応されてなかったということで、やはり今の時代、新しく建てるものについては当然設備がされているべきではないかという意見もありましたけれども。今、中央公民館におきましても、そうした最新というんですかね、障がい者の方に対応できるようなトイレになっているのかなというところで、私も疑問には思っていたんですが。今回、こういうふうに中央公民館の改修をされるということであれば、そうしたトイレの改修も併せてできないのかなということを聞かれました。特に女子トイレのほうですね、私、当然入ったことはないんですけれども。ひとつひとつが非常に狭くて、障がい者の方がスペースとしては非常に使いづらいという声があるようなのです。そうした声に対応して、今現状も私どうなっているのか完全に把握できてないんですけれども、そうした改修については、町のほうとしてどういうふうに思っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

町 長 この関係については3カ年の計画ということで、まず最初に、展示室とホワイエにかからせていただいて、トイレの関係等については、これは当然し

ていかなければならなりませんけれども。今、現状というのは、古い公民館ですから、58年の建物ですから。やっぱりその間隔が狭いですから、これを洋式に替えていくとしたかて、場所は2スペースとられますから、やっぱりまた減ってきますから。そのへんの情勢を十分、現在、設計屋さんで見ていただいて、どういう状況になるのか、そこらを十分精査しながらですね、もうやっぱり洋式に慣らされていますから、ほとんど洋式が大半でございますし、そこらの間隔がですね、どれくらいのスペースがとれるのか、とれないのか、そこらを検討せんと。今のそのままの現状というのは、当然狭いと思いますから、そこらを十分検討しなければいけませんし、そういう関係から3ヵ年ということで、中央公民館を改修していきたいということを申し上げておりますので、そのへんよろしくご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら次に、(11)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。

佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきまして、報告させていただきます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。お手元にお配りいたしております資料9-①をご覧ください。開館いたしました平成22年3月20日から平成23年3月31日までの斑鳩文化財センターの入館者の状況につきまして、お示ししております。資料の構成につきましては、通常開館における入館者数と、企画展また特別展の開催期間における入館者数とに分けて表しております。資料の一番下6の入館者総数であります、入館者総数は14,234人であり、開館日が319日ですので、1日あたりの平均入館者数は44.6人となっております。

続きまして、お手元にお配りいたしております資料9-②をご覧ください。

冬季企画展におけるアンケート調査の結果につきまして、報告させていただきます。はじめに、一番上段の「回収総数」であります。冬季企画展の開催期間中の入場者1,660人のうち、434人（回収率26.1%）の方よりご回答をいただいております。

次に、設問についてであります。「1 当施設をどのようにしてお知りになりましたか」との質問では、「⑦の藤ノ木古墳に来て」との回答が26.0%を占め、「2 ご来館の目的を教えてください」との質問でも、「② 藤ノ木古墳を知りたくて」との回答が45.0%を占めており、やはりこれまでのように藤ノ木古墳への関心度や知名度の高さが表れる結果となっております。

次に、満足度調査といたしまして、「4 企画展の展示内容はいかがでしたか」との質問では、①の「満足した」が62.5%、②の「やや満足」が26.5%、「普通」が10.8%と、全体の99.8%以上の方から普通以上であるとの回答をいただいております。

次に、ご回答をいただきました方々の「性別」、「年齢」、「お住まい」、「来館の交通手段」、「来館回数」の質問についてであります。男女の比率では、男性59.7%、女性40.3%、年齢層では60歳以上が57.8%、23歳から59歳までが37.6%と、23歳以上の方が回答者全体の95.4%を占めております。また、「お住まい」についての質問では、③県外54.2%、②県内29.7%、①町内16.1%の順となっており、「来館の交通手段」についての質問では、③車・バイク33.2%、①電車25.2%、⑤徒歩23.1%、②バス14.5%、④自転車4.0%となっており、「来館回数」についての質問では、①1回目79.5%、②2～3回目14.1%、③4回以上6.4%というご回答をいただいております。

次に、資料の裏面をご覧ください。アンケートにおけるご意見・ご感想についてであります。1番目に「企画展の展示に関する意見・感想として多かったもの」、2番目には「藤ノ木古墳の展示に関する意見・感想として多かったもの」、3番目に「ボランティアによる展示解説に関する意見・感想として多かったもの」、4番目に「映像に関する意見・感想として多かったもの」、5番目に「その他の意見・感想」をお示ししておりますが、全体的に、多くの方から「勉強になった」、「よく分かった」、「素晴らしい」、「職員・ボランティアの方の解説がよかった」、「また来館したい」とのご意見・ご感想やお

礼のお言葉をいただいております。

これらいただきましたご意見につきましては、今後の当センターの運営、企画や展示などに十分生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、お配りいたしております資料9-③をご覧ください。

平成23年4月1日から平成23年6月12日までの斑鳩文化財センターの入館者の状況につきましてまとめております。

現在、5月26日から6月28日までを会期としました春季企画展「太子にまつわるいわれ—斑鳩町内にある聖徳太子の伝承展—」を開催しておりますが、4月1日から5月24日までの期間の通常開館における入館者数は、合計2,127人となっており、50日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり42.5人の来館者となっております。なお、上記期間中の平日は28日間で、入館者数は計916人で、1日当たりの平均は32.7人、また、上記期間中の土曜日・日曜日・休日は、22日間で入館者数は計1,211人で、1日当たりの平均は55人となっております。

次に、中間となりますが、春季企画展における入館者数については、5月26日から6月12日までの期間で、合計704人となっております。そして、この期間において16日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり44人の来館者となっております。なお、上記期間中の平日は10日間で入館者数は計483人で、1日当たりの平均は、48.3人、また、この期間中の土曜日・日曜日・休日は、6日間で入館者数は計221人で、1日当たりの平均は36.8人となっております。

このように、今年度のこれまでの入館者数の平均値を見ましても、前年度の同時期に報告いたしました入館者数より1日平均で約9人の増加傾向となっております。この理由としましては、春季企画展の開催と、開館して1年が過ぎたことから当施設が周知されてきたこと等があるものと分析しております。

現在、開催中の春季企画展「太子にまつわるいわれ—斑鳩町内にある聖徳太子の伝承展—」につきましては、今回も町広報をはじめ、町及び町観光協会ホームページ等いろいろな方法でPRに努めてまいりました。また、5月12日付けで報道機関に対しまして通知を行いまして、既に新聞数社にも取り上げていただきました。そして更に、これまでの展示会でも行っておりま

すように、町内の小・中学校への呼びかけのほか、町内はもとより県内の市町村や主要な展示施設等にポスターの掲示やチラシの配布を行っており、特に今回は近隣6町の教育委員会の学校教育担当課や、奈良県立法隆寺国際高校へ赴きまして、郊外学習への取り組みをご検討いただくように依頼するなど、PRに努めております。

また、この展示会期間中には、前回の展示会より実施しております調査担当者による「ミニ講演会」を、斑鳩文化財センター 映像ホールにおいて開催し、当展示会に対する理解を深めていただいております。

なお、今回の展示会としましては夏休み期間中に夏季企画展としまして、これまでに調査報告書にとりまとめた「安田家文書」などのいわゆる古文書を用いて、江戸時代の法隆寺村の様子を知っていただくという内容で計画しております。そして、この調査報告書につきましては、興味のある方や一般の方へも頒布できるよう増刷りを行いまして、現在販売を始めております。

また今回、当文化財センターの常設展示品である藤ノ木古墳出土品を紹介しました常設展示図録としまして、一般用とこども用の2種類も作成しまして、現在販売をしております。

次に、歴史と文化の豊かな斑鳩町にある文化財への興味や関心を高めていただくことを目的として、町内の4～6年生の小学生とその保護者を対象に開催しております「こども考古学教室」につきましては、昨年の秋に開催して好評でした「こども勾玉づくり教室」を、小学生が参加しやすい夏休み期間中の8月に開催する予定で現在進めております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。平成20年度より3ヶ年計画で進めてまいりました史跡整備に伴う基礎的なデータを得ることを目的としました発掘調査は、当初に計画しておりました発掘調査計画の内容をほぼ実施できましたことから、この3月をもって終了いたしました。

これらの調査の経過や成果につきましては、これまで総務常任委員会にて報告してまいりましたとおりでございますが、昨年度の主な調査成果を再度総括いたしますと、中心伽藍東域の調査区にて検出いたしました南北方向の柱列が寺域東限の塀と見られること、そして南域の調査区で検出しました大型の柱穴列については、寺を雄大で美しく見せ、寺の格を高く見せる宝幢(ほうどう)の遺構である可能性が高いといったことが主な調査成果となります。

そして、これらの調査成果につきましては、3月12日と13日に現地説明会を開催しまして、総数320人の参加を得ました。

なお、前回、報告いたしました奈良文化財研究所のご協力によって実施した鐘楼（しょうろう）跡推定地付近の「地中電気探査調査」につきましてはまだデータの解析中ではありますが、今後、建物跡の存在を示すデータが得られましたならば、追加の確認調査等について検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の事業計画についてであります。今年度には、この3年間に実施した際に出土した多量の遺物の整理、洗浄・実測作業でございますが、進めるとともに、「史跡中宮寺跡整備基本設計」策定に向けた調査・研究を進めてまいる予定であります。

次に、史跡整備以後、毎年ゴールデンウィーク期間中に開催しておりました史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、東日本大震災の状況を鑑みまして、春季の開催を中止とさせていただいております。楽しみにされていた方々も多くおられると思われまますので、秋季の石室特別公開におきましては、ぜひとも参加していただけるよう事前のPRを十分に行ってまいります。

以上であります。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、ここで継続審査についてお諮りいたします。

ただいま報告のありました斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要するものとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことといたします。

そこで、各委員さんにちょっとお伺いしたいんですが、文化財センターの入館者数の報告、各委員会ごとにずっと報告してもらってますねんけど、これを年2回、6月と12月ぐらいで、年2回の報告ぐらいで、開館以来1年を経過しておりますので、どのような感じでしょうか。

それでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

では、そういう形で、理事者の方、報告6月・12月という形で入館者数の推移についてはお願いいたしたいと思います。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

他に理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。

黒崎総務課長。

総務課長

総務課のほうから3点ばかり報告事項がございます。

まず1点目でございますが、職員採用試験の実施についてでございます。来年4月1日採用の職員採用試験を本年9月18日(日)に実施する予定でございまして、募集する職種と人数は、一般事務職、土木技術職、保育士、保健師、司書で、それぞれ若干名を募集する予定でございます。

なお、募集は、インターネットによる受付とし、8月号の広報いかるがと町ホームページで募集記事を掲載する予定でございます。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

他にございませんか。 黒崎総務課長。

総務課長

続きまして2点目のご報告でございます。峨瀬自治会集会所建設に伴う損

害賠償請求住民訴訟費用についてでございます。

峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求住民訴訟につきましては、平成23年1月14日の最高裁判決で町側の全面勝訴が確定しており、「訴訟費用は原告の負担とする」との判決を受けまして、奈良地方裁判所へ、弁護士を通じて訴訟費用の確定を求めておりましたところ、去る6月13日、訴訟費用額確定処分が確定したとの知らせを弁護士から受け、原告より訴訟費用が納入されますので、ご報告を申しあげます。

訴訟費用総額は、15万9,030円となっております。内訳としまして、最高裁上告手数料・予納郵券42,460円、被告代理人の日当、弁護士の日当でございますが、75,050円。弁護士の交通費が35,980円、書類作成・提出費用等が5,540円となっております。

これらの費用はすべて、弁護士への成功報酬に含まれていることから、当訴訟費用については、全額町へ納入されるものであります。

以上、訴訟費用についてのご報告とさせていただきます。

続きまして3点目の報告でございますが、消防運営委員会の開催についてでございます。総務常任委員会委員皆様方と議長様には、既にご案内させていただいておりますように、本日の午後1時、13時から役場地下大会議室におきまして消防運営委員会を開催させていただきますので、当総務常任委員会に引き続き、お疲れのこととは存じますが、ご出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 今の報告につきまして何かお聞きしたいことございませんか。 木澤委員。

木澤委員 職員採用試験のことで、直接的には厚生常任委員会の担当になりますので、あまり言わないんですけども、保育士さんも採用予定されているということで、以前、一般質問で、県の基準が1歳児ですね、引き下げられたということから、斑鳩町もそれに倣って基準を下げたという状況になっている中で、やはり保護者の方からも心配の声が上がっているんです。できましたら、町としては以前の基準に戻すという考え方を持っていただきたいのと、やはり複数担任制も採用していただいていますけれども、やはり正規の職員さんと臨時職員さんでは違うと思いますので、正規の職員さんの充実をしていた

だきたいと思いますので、要望だけさせていただきます。

町 長 それは、昨日の厚生常任委員会でご質問が出まして、答弁をさせていただきましたが、概ね正規職員は22名ぐらいという考えをもってますから、そういう関係等については、若干名ということで来年度の採用をしたいと思えます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、3. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この間ですね、地域交流館の建設に伴って、昨年12月議会に町の方から方向性が示されてですね、12月の委員会と3月の委員会とで、地域交流館も充実をしていくことと併せてですね、やはり地域自治会の集会所についても維持できるように、さらに充実をできるようにということで、補助金なんかの見直しが必要ではないかということで、この総務委員会でもいろいろ委員さんから意見があったと思うんです。ただ、あの時そういういろいろ議論をしてそのままになっているのと、今回一般質問でも他の議員さんからもいろいろ意見が出されているということもありましてですね。できましたら、この総務委員会のほうで理事者に対して、一定、これまで議員からいろいろ意見があったことに対して、町のほうとしてどう考えておられるのか、一定方向性を纏めてお示しいただきたいと思うんですけども。今、時点でそれに

についてはそのようにお考えになっているのでしょうか。

町 長 6月議会の中で、本会議で一般質問を受けて参りましたから、その関係については12月議会ぐらいに概ねそういうことを示していかなければいけないと。だから地域交流館の関係の補助金等、あるいはそういうものなんぼかかかるのか、あるいはそういうものについて、やっぱり今一番関心の問題は地域交流館の関係で、今年、平成23年で予算化をしますから、それを執行いただくことが一番大事だということと、併せて概ね補助金の基準をどうしていくのか、そういうことについては12月議会ぐらいに概ね処理してまいりたいと思っております。

木澤委員 来年度の予算に反映できるような形でですね、できたら総務委員会でも議論をしていきたいなというふうに思いますんで、今、町長12月というふうにおっしゃいましたけど、できるんだったら9月議会までにいただけたらなと思ったんですけども、そこのところは必ずそうでなければならないというふうには思っていないので、町長のほうからそういうふうに方向性を示していただけるというお答えいただきましたんで、またそれを受けまして、また、今後の委員会の中で、発言させていただきたいと思います。

委員長 今町長のほうから、この集会所の件、またコミュニティ全体の件の町の補助について、12月議会ぐらいで一定の結論の報告をさせていただくというような、今、お話がありましたけども、各委員さんそんな感じによろしい、非常に皆さんこれ感心のある、質疑のあった問題ですんで、それで結構ですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そういうことでよろしく願いいたします。
他にその他についてなんかございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、東日本での被災地の状況がある中において、わが町においても、うちの町だけやなしに、災害に対する認識というのはかなり高まっているという

ことで、この災害の備えというものは必要であるということは当然のことながら、私も一般質問でもいろいろと質問させていただきました。やはり地域の方がその地域をどう守っていくかということが必要ですので、やはり日ごろから防災に対しての訓練ですね、町としては防災訓練の実施ということで、年に2回ということをしていただいているんですけども。今後そういったことも含めてどうなんですかね、町において実施する、回数を増やしていくとか、また、内容を充実していくとか、そういう考えはないんですか。

総務部長　　今、現在、この東日本大震災を契機に、各自治会からは出前講座の要請が多くきています。特に防災についてという内容での出前講座も要請が多くきております。そういったことから、関心が高いということから、出前講座につきましては、その都度対応していくということと、それから今おっしゃいました防災訓練でございますが、地域別防災訓練を年に2回各地域においてしております。これにつきましても、要望があればまた増やしていきたいとこのように思っておりますし、総合防災訓練も、今年、郡の総合防災訓練も行う予定がございますし、そういった中で防災意識の高揚を図っていききたいと、このように考えております。

委員長　　結構ですか。他にございませんか。

(な し)

委員長　　以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時21分 閉会)